

障害者総合支援法等に係る事業者説明会会議資料

石川県健康福祉部障害保健福祉課
金沢市福祉健康局障害福祉課

資料目次

<事業者説明会>	ページ番号
1 サービス管理責任者等研修について	1
2 令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定について	2
3 障害者アート魅力発信事業について	—
4 いしかわ百万石文化祭2023について	4
5 発達障害支援アドバイザー派遣事業、発達障害者地域支援マネジャー事業について	—
6 障害児支援について	8
7 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について	28
8 障害福祉分野のロボット・ICT導入支援事業について	—
9 虐待防止、身体拘束等適正化（減算）について	29

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
 - ※ 令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
 - ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

改定後

【一部緩和】
サービス管理責任者
実務要件

児童発達支援管理
責任者実務要件

※ 実務要件に2年満たない
段階から、基礎研修の受講可

【改定】基礎研修
相談支援従事者初任者研修
講義部分の一部を受講

サービス管理責任者等研修 **（統一）**
研修講義・演習を受講

OJT
一部業務
可能

【新規創設】

サービス
管理責任者等
実践研修

サービス管理
責任者
児童発達支援
管理責任者
として配置

【新規創設】

サービス
管理責任者等
更新研修
※ 5年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

- ・ 実践研修：過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・ 更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】
専門コース別研修（任意研修）

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 2 3 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

令和 5 年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬について

平素より、障害保健福祉行政の推進につきまして、御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定に係る実績の算出については、別添のとおり対応することを予定しております。関連通知については、後日改正後に改めて発出いたします。

各自治体におかれましては、管内の事業所への周知に御協力をお願いいたします。

<p>[照会先] 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係 TEL: 0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1 (内線 3 0 4 4)</p>

(別添) 令和5年度における就労系障害福祉サービスの基本報酬算定について

令和5年度の基本報酬の算定に当たっては、5月に感染症法上の位置づけの変更が見込まれるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いないことも可能とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた間の実績を用いない就労系障害福祉サービス事業所については、報酬算定に当たって、新型コロナウイルス感染症の影響の有無及び影響を受けた理由などを記載する届出書を作成の上、各都道府県・指定都市・中核市に提出することとする。

[なお、本特例については、令和5年度をもって終了とする。]

サービス	実績算出の考え方	令和4年度の取扱い	令和5年度の取扱い(案)
就労移行支援	過去2年間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例)	① <u>令和3年度及び令和4年度</u> (通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例)
就労定着支援	過去3年間の支援期間の就労定着率の実績を踏まえて評価	① 令和元年度、令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(2年間)(特例)	① <u>令和2年度、令和3年度及び令和4年度</u> (通常) ② 平成30年度及び令和元年度(2年間)(特例)
就労継続支援A型	5つの評価項目ごとに、主に前年度の実績に応じて評価	[労働時間] ① 令和3年度(通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) [生産活動] ① 令和2年度及び令和3年度(通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例) ※それ以外の項目は、令和3年度実績で評価	[労働時間] ① <u>令和4年度</u> (通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) [生産活動] ① <u>令和3年度及び令和4年度</u> (通常) ② 平成30年度及び令和元年度(特例) ※それ以外の項目は、 <u>令和4年度</u> 実績で評価
就労継続支援B型(工賃型)	前年度の平均工賃月額の実績を踏まえて評価	① 令和3年度(通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合	① <u>令和4年度</u> (通常) ② 令和元年度(特例) ③ 平成30年度(特例) ※「平均工賃月額」に応じた報酬体系の場合

お好きなぬりえを選んで、楽しくチャレンジ！
あなたの「きらめく」個性をお待ちしています。

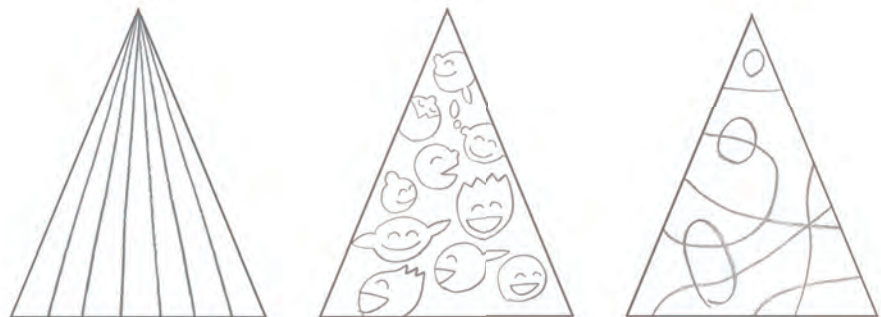
ぬりえの用紙はいしかわ百万石文化祭2023のホームページからもダウンロードできます。



②プリズム

③キラキラ

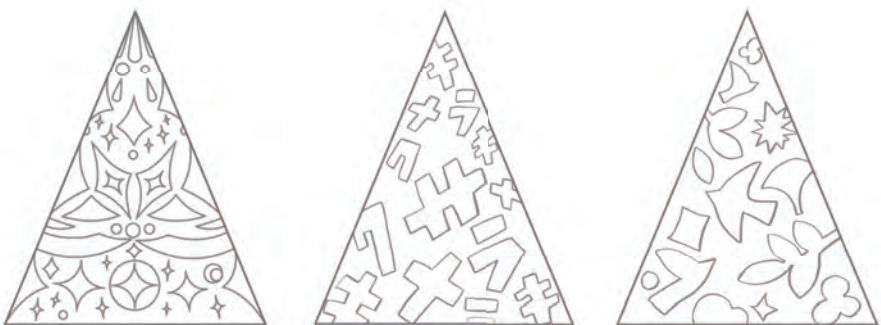
④だいすき



⑤ゆきつり

⑥えがお

⑦糸



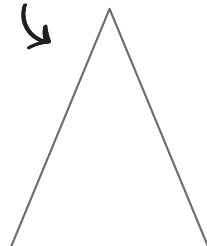
⑧万華鏡

⑨キラメク

⑩しぜん



「きらめく」を
テーマに自由に
表現してください。



①自由



ダウンロードは
こちらから

いしかわ
百万石
文化祭
2023



みんなの
アートが
傘になる。

ア
ー
ト
の
プ
ロ
ジ
ェ
ク
ト



KIRAMEKU UMBRELLA ART PROJECT

作品募集

第23回 全国障害者芸術・文化祭

令和5年10月14日～11月26日

全国障害者芸術・文化祭は、障害のある人の芸術・文化活動の発表の場となる大会です。初開催の石川大会では、みんなの個性が「きらめく」文化の祭典を目指していて、障害のある人もない人も一緒に楽しんでもらえるイベントが目白押し。ぜひご参加ください！



第23回全国障害者
芸術・文化祭

いしかわ
百万石
文化祭
2023



いしかわ百万石文化祭2023は、「第38回国民文化祭」「第23回全国障害者芸術・文化祭」の統一名称で、令和5年秋に開催される国内最大の文化の祭典です。

主催：いしかわ百万石文化祭 2023 実行委員会
ホームページ：<https://ishikawa-bunkasai2023.jp/>



いしかわ百万石文化祭



みんなの絵を集めて、きらめく「傘」のアートをつくろう！

募集要項

「きらめく」をテーマに
傘の生地を構成するぬりえを募集します。

※ぬりえをスキャンしてデータ化し、それらを組み合わせて傘の生地に印刷します。
傘を使ったアート作品を石川県内で展示予定です。

1 募集期間

2023 **2/7** **火** - **4/28** **金**

2 ぬりえの用紙

- 10個のぬりえの中から好きなぬりえを選んでください。(一人何作品でも可)
- 用紙は、コピー可。公式ホームページからもダウンロードできます。白紙に印刷してご使用ください。
- 用紙のサイズは、原則A4(縦297×横210mm)としますが、A3(縦420×横297mm)以内であれば可とします。
- 記載欄に、「お名前」「お住まいの市町村」「所属名(施設・学校名等)」「年齢」を記入してください。

3 画材

- 画材は、絵の具、色鉛筆、クレヨン、ポスターカラー、クーピーペンシル、ポスカ、マジックペンなど自由に使用してください。また、パソコン等の使用も可。
- 平面絵であれば、貼り絵、切り絵も可。
- ただし、他の作品を汚すおそれがあるもの、取扱いが困難な作品は不可。
- 蛍光色、ラメ入り絵の具も使用可ですが、印刷の再現はできません。

4 応募方法

- 制作した用紙(原画)を、応募先に郵送又は直接持込みのいずれかにより提出してください。
- 出品に係る費用(梱包、配送料等)は応募者負担とします。

5 応募先・問い合わせ先

〒921-8844 石川県野々市市堀内5-194
ヨシダ宣伝株式会社 きらめく傘のアート事務局
電話：076-246-8201 対応時間：土日祝日を除く平日9時～17時

6 作品の採用について

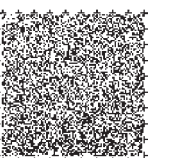
- 応募いただいた全ての作品が傘になるとは限りません。
- 線が細いもの、色が薄い場合は補正したり、トリミングしてサイズを変更したりするなど手を加える場合があります。

7 著作権等

- 応募作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、石川県及びいしかわ百万石文化祭2023実行委員会に帰属します。
- 応募者は応募作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。

8 その他

- 本人が描いた未発表の作品に限ります。
- 未成年の場合は、応募内容について保護者の了承を得てください。
- 応募作品は返却しません。
- 今回収集した個人情報は本事業以外には利用しません。



令和5年3月吉日

障害福祉サービス事業所管理者 様

いしかわ百万石文化祭 2023 実行委員会事務局

参加型企画「きらめく傘のアートプロジェクト」に係る
プロモーション動画出演者募集について（依頼）

平素は、本県の障害者文化芸術施策の推進について格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年秋に開催する「いしかわ百万石文化祭2023」（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）事業「きらめく傘のアートプロジェクト」の一環として、プロモーション動画を制作します。

動画には施設を利用する方をはじめ、施設職員や支援者など、障害のある人もない人も出演いただきたいと考えております。

つきましては、貴施設関係者に出演者の募集を周知いただき、希望する方がいらっしゃった場合は下記事務担当まで4月28日（金）までに電話又はメールでご連絡願います。

※応募多数の場合は、お断りする場合がございます。

【きらめく傘のアートプロジェクト】

「きらめく」をテーマに傘のデザインに使用する「ぬりえ」を広く募集し、作成した傘を組み合わせた大型のアート作品を展示する参加型プロジェクト

【プロモーション動画概要（予定）】

- (1) 時間：5分程度 ※30秒程度のショート版も作成
- (2) 用途：大会公式ホームページ・YouTubeへの掲載
大会会場での放映 など
- (3) 撮影内容：傘を開く、閉じる、振る等の簡単なパフォーマンス など

<事務担当>

〒920-8580 金沢市鞍月1-1

石川県県民文化スポーツ部

いしかわ百万石文化祭推進室

障害者芸術文化班 浅野・臼井

TEL 076-225-1354 FAX 076-225-1496

E-mail bunka2023@pref.ishikawa.lg.jp

令和5年3月吉日

文化・芸術活動支援センターかける 御中

いしかわ百万石文化祭 2023 実行委員会事務局

いしかわ百万石文化祭 2023 アート展示作品募集について（協力依頼）

平素は、本県の障害者文化芸術施策の推進について格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年秋に開催する「いしかわ百万石文化祭 2023」（第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭）事業として実施する「アート×トラフィックいしかわ」として、障害のある人の作成したアート作品を小松空港及び能登空港に展示する予定です。

つきましては、県内障害者支援施設に展示作品の募集を周知いただきますようお願いいたします。

なお、作品展示を希望する施設におかれましては、作品展示申込書を記載のうえ、4月28日（金）までに、事務局までメール又は郵送にて直接提出願います。

※応募多数の場合は、お断りする場合がございます。

【留意事項】

- 掲出期間（予定）：10月14日（土）～11月26日（日）
- 募 集 作 品：パネルに貼り付け可能な絵画等の作品のみ
- 展 示 ス ペ ー ス：各施設パネル2枚（幅約2m40cm）
- 搬入・掲出・搬出：施設において実施 ※施設名サインは実行委員会で作成
- 展 示 作 品 管 理：空港管理者による巡回のみ

.....作品展示申込書.....

施設名			
展示希望場所	小松空港 ・ 能登空港		
担当者連絡先	職・氏名		
	電話番号		FAX 番号
	メールアドレス		

＜事務担当＞
〒920-8580 金沢市鞍月1-1
石川県県民文化スポーツ部
いしかわ百万石文化祭推進室
障害者芸術文化班 浅野・臼井
TEL 076-225-1354 FAX 076-225-1496
E-mail bunka2023@pref.ishikawa.lg.jp

障害児支援について

(1) 障害児支援施策のこども家庭庁への業務移管について

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、障害児支援は移管され、こども家庭庁において子育て支援施策の中で、その推進が図られることになる。障害者と障害児を一体として支援する施策(居宅介護等)については厚生労働省と共管、また、障害者手帳や障害者手当は厚生労働省の所管となる。

主な事務についての所掌分担は、以下のとおりなので、ご承知おきいただきたい。また、こども家庭庁に移管する予算事業は別添のとおりなので、ご承知おきいただきたい。

(◎：主管省庁 ○：共管省庁)

	こども家庭庁	厚生労働省
児童福祉法に基づく福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設等）	◎	
障害福祉サービス （居宅介護、短期入所等、障害児も利用できるもの）	○	◎
障害福祉サービス （重度訪問介護等、障害児は利用できないもの）		◎
障害児相談	◎	
児童発達支援管理責任者 （養成・研修に関すること）	◎	
児童福祉法に基づく福祉サービス事業所に対する監査	◎	
障害福祉サービス等情報公表制度（児童福祉法関係）	◎	
障害福祉データベース（児童福祉法関係）	◎	
児童福祉法に基づく福祉サービス事業所の施設整備費補助	◎	
補装具費支給制度	○	◎
地域生活支援事業・地域生活支援促進事業	○	◎
自立支援医療 （育成医療等）	○	◎
児童福祉法に基づく公費負担医療（肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費）	◎	
障害児向け手当 （特別児童扶養手当、障害児福祉手当）		◎

障害者手帳（療育手帳等）		◎
障害者虐待の防止 （障害児に対する障害児通所支援、居宅介護、短期入所等での虐待）	◎	◎
障害者虐待の防止 （障害児に対する養護者による虐待、入所施設での虐待等）	◎	
医療的ケア児支援法	◎	
発達障害者支援法	○	◎

（２）児童福祉法の改正法等について

令和４年６月に

- ・ 児童発達支援センターの役割・機能の強化
- ・ 放課後等デイサービスの対象児童の見直し
- ・ 障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築

を内容とする児童福祉法の改正が行われた。【関連資料２】

児童発達支援センターの役割・機能の強化については、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを法律上明確化し、今後、児童発達支援センターが、

- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

の４つの機能を発揮することなどにより、多様な障害のある子どもとその家族への適切な発達支援と子育て支援の提供に繋げていくとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図ることとしている。

また、児童発達支援センターの類型（医療型・福祉型）の一元化を行うことにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにすることとしている。

放課後等デイサービスの対象児童の見直しについては、これまで、専修学校・各種学校へ通学している障害児は放課後等デイサービスを利用することができなかったところ、それらの児童であっても、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、給付決定を行うことを可能とした。

障害児入所施設については、平成２４年児童福祉法改正により、１８歳以上となった者は、障害者施策で成人として適切な支援を行うこととしたが、移行調整が十分進まず満１８歳以上の者が留まっている現状がある。そのため入所児

童等が地域生活等へ円滑な移行調整を行うために、移行する際の責任の主体（都道府県、指定都市）を明確化するとともに、一定年齢以上での入所児童に対応するために22歳までの入所継続を可能とした。入所児童が大人になるに際しての移行調整を円滑に行い、成長に相応しい環境の確保を図ることとしている。

各都道府県・市区町村においては、これらの法改正の内容についてご了解いただくとともに、円滑な施行に向けてご協力をお願いする。これらの改正事項の施行は令和6年4月となるが、令和4年8月より、児童発達支援センターの機能強化等の具体的方策について検討するため、厚生労働省において「障害児通所支援に関する検討会」を開催しており、令和5年3月中に報告書を取りまとめることとしているところ、ご注視いただきたい。また、障害児入所施設からの移行については、既に各都道府県・政令市において協議の場を設置し取り組んでいただいているところ、引き続きご協力をお願いする。

（３）地域障害児支援体制整備強化事業について

令和6年4月の改正児童福祉法の施行に向けて、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図ることを目的として、令和5年度より、こども家庭庁予算の「児童虐待等防止対策費補助金（仮称）」の一部として「地域障害児支援体制強化事業」を行うこととしている。

本事業は、現行の地域生活支援事業の「児童発達支援センターの機能強化」と「巡回支援専門員整備」を再編・統合したものであり、これまでと同様、都道府県又は市町村を実施主体としている。

具体的な事業内容については、別途、実施要綱等においてお示しすることとしているので、各自治体においては、積極的な取組をお願いする。

（４）医療的ケア児等とその家族への支援施策について

① 医療的ケア児支援センターについて

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」第14条に基づいて都道府県が設置する医療的ケア児支援センターは、

- ・ 医療的ケア児等に対して行う相談支援に係る「情報の集約点」になること、
 - ・ どこに相談をすれば良いか分からない状況にある医療的ケア児の家族等からの相談をまずしっかりと受け止め、関係機関と連携して対応すること、
 - ・ 医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たすこと
- といった役割が期待されている。

医療的ケア児支援センターは、令和5年3月現在において、40の都道

府県で設置済みであるが、未設置の都道府県におかれては、積極的な設置についてお願いするとともに、設置済みの都道府県におかれては、引き続き、上記の役割を踏まえた支援を実施していただくよう、お願いする。

なお、都道府県等が、地域の実情に応じて支援する活動の改善や充実に向けた検討に資する医療的ケア児支援センター自己点検シートについて、調査研究（※）を進めており、追ってお示しする予定である。

※「医療的ケア児支援センターの地域支援機能、活動状況等に関する実態調査及び医療的ケア児者支援に係る訪問看護ステーション等による連携等に関する調査研究」令和4年度障害者総合福祉推進事業

② 医療的ケア児等総合支援事業について

医療的ケア児とその家族へ適切な支援が提供されるよう総合的に調整等を行う医療的ケア児等コーディネーターの配置や、地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施するため、各自治体においては「医療的ケア児等総合支援事業」に取り組んでいるところであるが、医療的ケア児への支援が一層進むよう、コーディネーターの配置や協議の場の設置等について、引き続き、各自治体の積極的な取組をお願いする。

なお、子ども家庭庁への業務移管に伴い、令和5年度からは同庁予算の「児童虐待等防止対策費補助金（仮称）」の一部として執行することとなるので、留意願いたい。

③ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）について

医療的ケア児等の医療情報について、搬送先の医療機関において適切な医療が受けられる体制を整備するために救急時に医療情報を共有する「医療的ケア児等医療情報共有システム」が令和2年度から稼働中である。

都道府県等におかれては、管内の医療的ケア児等とその家族に対し、厚生労働省ホームページをご案内いただく等により、システムの周知をお願いする。

（MEISの利用案内等）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html

（5）聴覚障害児への支援の推進について

第2期障害児福祉計画（令和3～5年度）において、聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本としていたところ、次期障害福祉計画においては、指定都市においても必要に応じてこ

これらの支援体制の確保を求める方向で、社会保障審議会障害者部会においてご議論いただいているところである。

令和5年度予算案においても、こども家庭庁予算の「児童虐待等防止対策費補助金（仮称）」の一部とした上で、引き続き「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を実施し、保健・医療・福祉・教育の連携強化のための協議会の設置や保護者に対する相談支援、人工内耳・補聴器・手話の情報等の適切な情報提供、聴覚障害児の通う地域の巡回支援、聴覚障害児支援に関する研修等の開催等、聴覚障害児支援のための中核機能の整備を図ることとしている。各都道府県及び指定都市においては本事業の活用について検討いただきたい。

なお、令和3年度は7自治体、令和4年度は14自治体を実施し、令和3年度までの実施自治体の報告書は厚生労働省ホームページに掲載しているのもので、参考とされたい。

（掲載場所）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000117218.html>

※ 「9 聴覚障害児支援中核機能モデル事業」

（6）障害児通所給付費の適切な執行について

会計検査院による令和3年度決算検査報告において、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける児童指導員等加配加算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されていることが指摘され、その是正を求められた。過大な支給が発生した理由として、児童指導員等加配加算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられており、児童指導員等加配加算の適用の要件等の周知徹底や、児童指導員等加配加算の届出様式等を示すこと等について指摘がなされた。

指摘の詳細は以下のとおりであり、当該指摘を踏まえた児童指導員等加配加算の届出様式等について今年度中にお示しすることとしているので、事業所への周知等について願います。

（令和3年度決算検査報告における指摘の内容）

- ・ 8都県及び11市における、438事業者の児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所（合計537事業所）における児童指導員等加配加算の算定状況を検査したところ、96事業者の119事業所において、障害児通所給付費の算定に当たり、児童発達支援管理責任者が配置されていない期間であるにもかかわらず、児童指導員等加配加算として所定の単位数が加算されていた。
- ・ 児童指導員等加配加算が算定されていた理由として以下の理由が挙げられた。
 - ① 児童指導員等加配加算の制度の理解が十分でなかったことから、児童発達支援管理責任者は算定基準等における児童指導員等加配加算の算定に必要な従業者には含まれないと考えていたため、児童発達支援管理責任者を配置してい

ない期間でも児童指導員等を所定の人数に加えて配置していれば、児童指導員等加配加算を算定できると誤解していたため。

- ② 加算届の様式には児童発達支援管理責任者の配置状況についての記載欄がないため、児童発達支援管理責任者を配置していない期間でも児童指導員等加配加算を算定できると誤解していたため。
- ③ 児童指導員等加配加算の制度については理解していたものの、児童指導員等加配加算を算定するに当たっての事業所における児童発達支援管理責任者の配置状況の確認が十分でなかったため。

(7) 安全計画の策定及び送迎車両への安全装置の設置の義務化について

児童福祉施設におけるこどもの安全の確保については、令和3年7月に福岡県中間市において、保育所の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生するなど、保育所等における重大事故が繰り返し発生する中、第208回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われた。また、令和4年9月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生している。

こうした中、上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）」及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（令和4年11月30日厚生労働省令第159号）」において、児童福祉施設及び障害児通所支援事業所については、令和5年4月1日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各施設において策定することを義務付けることとしている（令和6年3月31日までは努力義務）。安全計画を各事業所に策定いただくに当たり、留意事項等を整理して別途お示しすることとしているので、各都道府県等におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所に対して遺漏なく周知していただくようお願いする。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、障害児の見落としを防止する装置を備えることを義務づけることとしている（令和6年3月31日までは努力義務）。安全装置の導入に当たっては、国土交通省において、こどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として最低限の要件を定めたガイドラインが策定されており、当該ガイドラインに適合する安全装置のリストを内閣府において公表しているため、都道府県等においては、事業者に対して、ガイドラインに適合した装置を導入するよう周知されたい。

（ガイドラインの掲載ページ）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000433.html

(リストの掲載ページ)

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

(8) 民間団体による取組の紹介

ダウン症のあるこどもの育て方について、公益財団法人日本ダウン症協会が「子育て手帳 +Happy しあわせのたね」を作成している。

この手帳では、ダウン症のあるお子さんに関する子育て情報や、ダウン症のあるお子さん専用の成長記録のページなどが掲載されているので、各自治体においては、ダウン症に関する啓発活動や相談支援を行うに当たって活用されたい。

(掲載ページ)

<https://jdss.or.jp/plus-happy/>

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の ガイドライン

令和4年12月20日

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関する
ガイドラインを検討するワーキンググループ

1. はじめに

令和3年7月に福岡県中間市の保育所で男児が通園バスに置き去りにされ死亡した事案が発生し、令和4年9月5日にも、静岡県牧之原市の認定こども園で、送迎用バスに置き去りにされた女児が熱中症により死亡するという大変痛ましい事案が発生した。

静岡県で起きた事案の主な原因は、園児のバス降車時に、運転手、乗務員ともに、送迎用バスに園児が残っていないか確認を行わなかったこと、降車時の人数確認等を手順として決めていなかったこと等にあった。

以上を踏まえ、「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」が開催され、国土交通省はオブザーバとして参加するとともに、10月12日に開催された第4回会議において「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」が取りまとめられた。

●緊急対策の概要

※「こどものバス送迎・安全徹底プラン～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～」から抜粋

- ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け
誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。
- ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成
安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。
- ③ 安全管理マニュアルの作成
車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。
- ④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」
 - (1) 送迎用バスへの安全装置導入支援
 - (2) 登園管理システムの導入支援
 - (3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援
 - (4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

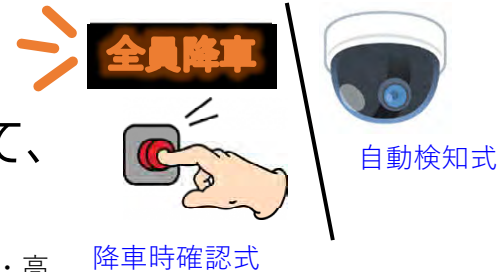
所在確認や安全装置の装備の義務づけ

1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

- ① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備^(※2) 及び 当該装置を用いて、降車時の①の所在確認



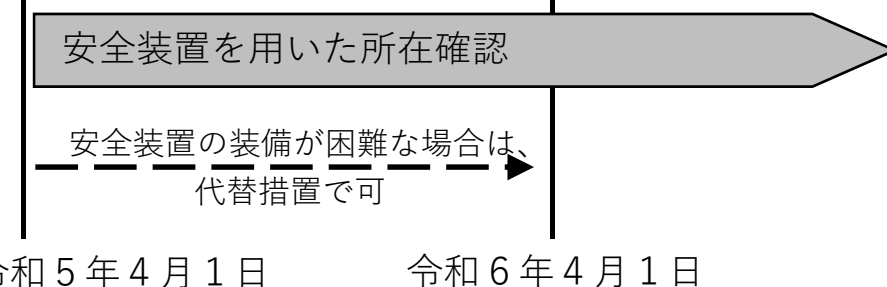
※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

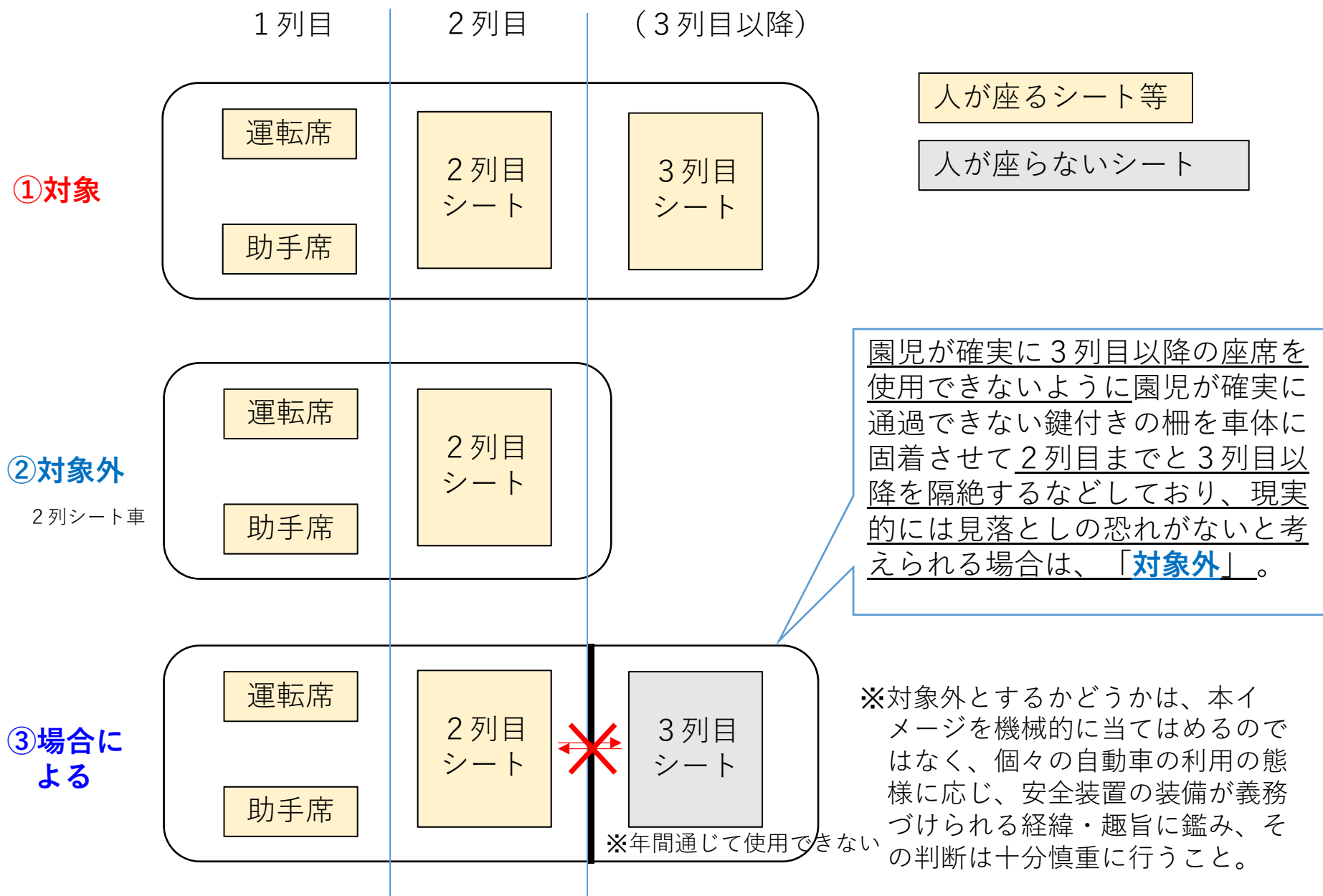
※②については、経過措置あり



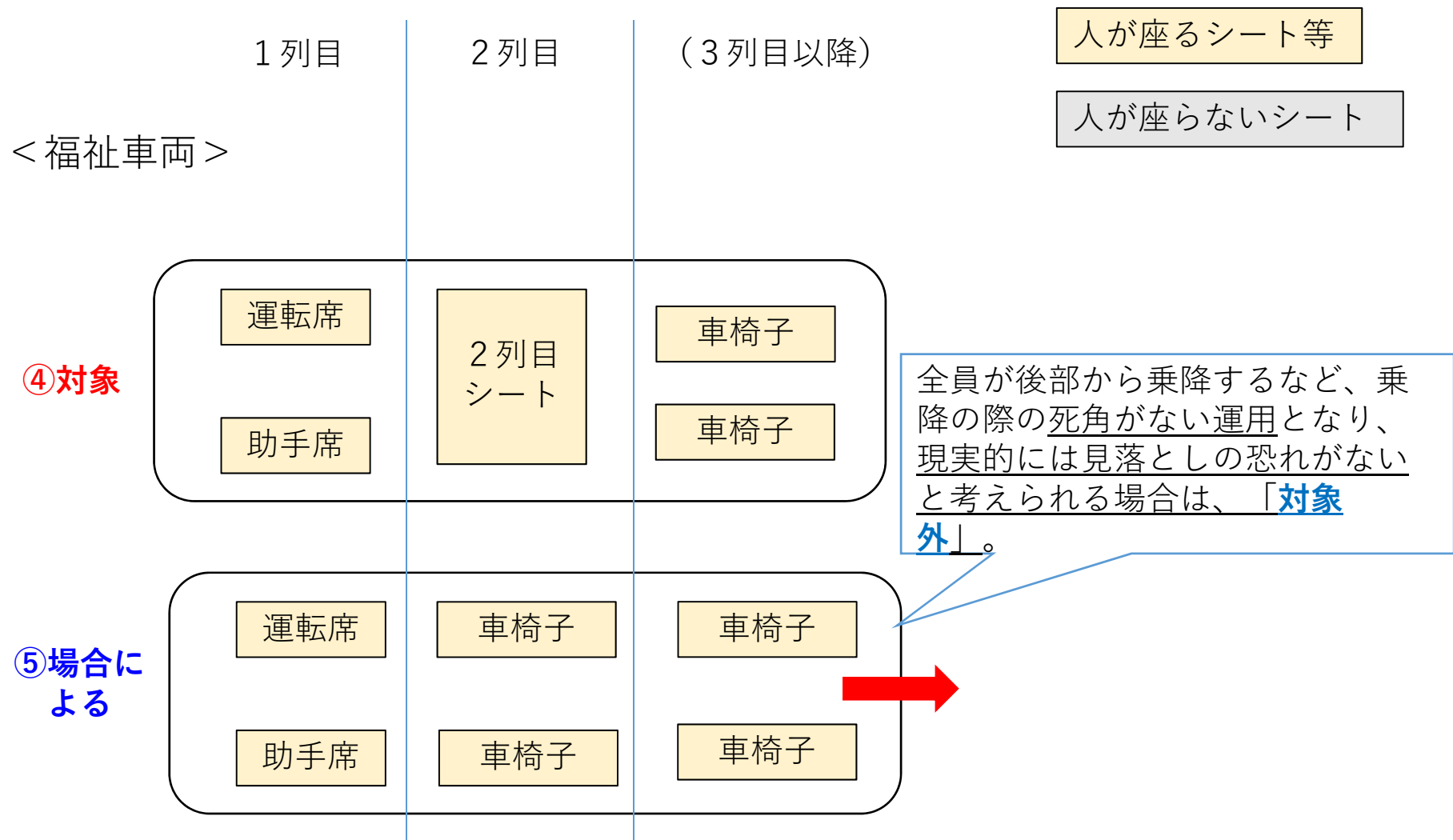
<代替措置の例>

運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

事務連絡
令和5年3月3日

各
〔
都道府県
指定都市
中核市
〕
障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び
運営に関する基準の一部改正に係る Q&A について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり Q & A を作成しましたので、内容について御了知
いただくとともに、貴管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に周知していただく
ようお願いいたします。

なお、平成 27 年 2 月 20 日付事務連絡「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等
の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に係る Q&A について」については、
廃止いたしますので、ご承知おき願います。

本件担当

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3037、3102)

FAX : 03-3591-8914

E-mail : shougaijishien@mhlw.go.jp

問1 営業日が週7日の事業所の場合、常勤の職員については、労働基準法等の関係法令に基づき、週休2日とする必要等があり、法令上置けない日や、有休休暇等の取得により事業所に置くことができない日が生じる。

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター以外で、主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）において、常勤の児童指導員又は保育士が休暇を取得する日は、当該休暇を取得する常勤職員とは別に、常勤の児童指導員又は保育士を置く必要があるのか。

（答）

- 指定通所基準では、児童指導員又は保育士のうち1人以上は常勤職員であることとしているが、常勤職員がサービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていない。
- 一方、児童指導員又は保育士は、児童発達支援の提供時間帯を通じて2名以上置く必要がある。
- よって、労働基準法等との関係で、常勤の職員が休暇を取得する場合は、当該休暇を取得する職員以外の児童指導員又は保育士を配置して、サービス提供時間帯を通じて2名以上配置する必要があるが、当該2名以上の職員が常勤職員である必要ではない。

問2 児童発達支援管理責任者が常勤で1人配置されている児童発達支援事業所において、労働基準法等で定める児童発達支援管理責任者が休暇を取得する日には、当該職員とは別に、常勤の児童発達支援管理責任者を配置する必要があるのか。

（答）

- 指定通所基準では、児童発達支援管理責任者について、サービス提供時間帯を通じて児童発達支援の提供に当たることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代替りの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めていない。なお、管理者についても同様である。
- 一方、指定通所基準では、緊急時等の対応や事故発生時の対応を規定

しており、これらは管理者や児童発達支援管理責任者の出勤の有無に関わらず適切に行う必要があるため、この点も踏まえ、必要な人員配置や連絡体制を確保されたい。

- なお、この取扱いは主として通わせる障害種別に関わらず、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに共通するものである。

問3 放課後等デイサービス事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の従業者は専従である必要があるのか。

(答)

- 放課後等デイサービス事業所又は児童発達支援事業所において主として重症心身障害児を通わせる場合の人員配置基準については、特に従業者に専従要件を設けているものではないが、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて、児童指導員又は保育士、看護職員、及び機能訓練担当職員をそれぞれ1名以上配置する必要がある。また、児童発達支援管理責任者を1名以上配置する必要がある。

ただし、機能訓練担当職員については、支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯は置かないことができる。

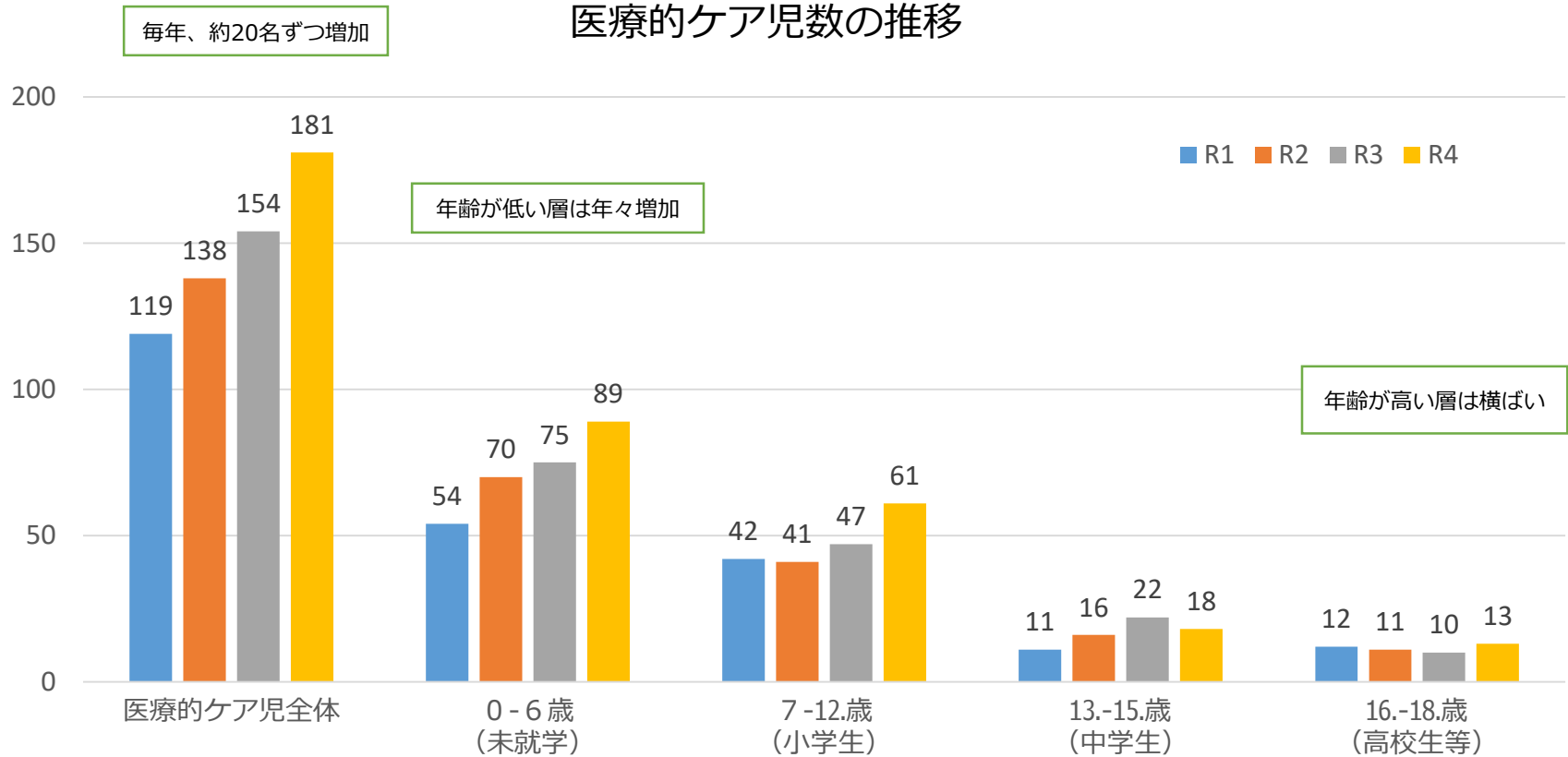
- なお、嘱託医については、その職務の性質上、支援時間帯において常に対応できる体制を整えておく必要がある。

石川県内の医療的ケア児の実態調査結果

医療的ケア児の状況把握のため、令和元年から市町を通じて調査を実施

(調査項目) 医療的ケア児の年齢、必要な医療的ケア内容、かかりつけ医、利用サービス等

医療的ケア児数の推移



石川県内の障害福祉サービス事業所等の受入状況

障害福祉サービス事業所等における医療的ケア児の受入状況の把握のため、令和元年から調査を実施

県内の医療的ケア児の受入れ事業所数

(R4.5.1現在)

地域別		医ケア児数	障害児通所事業所数		短期入所事業所数（児童対応）		
				受入可		受入可	条件付受入可 ※
圏域	南加賀	40	24	6	11	1	4
	石川中央	121	93	30	28	2	2
	能登中部	16	11	6	10	1	2
	能登北部	4	3	1	4	0	2
合計		181	131	43	53	4	10

※条件付受入可

・人工呼吸器以外の方、対応職員の配置が可能な場合 など

受入れ事業所数の推移

○障害児通所事業所 R1:34 → R4:43 事業所

○短期入所事業所 R1: 8 → R4:14 事業所（条件付き受入れ含む）

いしかわ医療的ケア児支援センター

医療的ケア児支援法の施行により、令和4年4月から、医療的ケア児支援センターを開設

いしかわ医療的ケア児支援センターとは

設置形態

国立病院機構 医王病院に委託

対象

医療的ケア児 と 成人期に達した医療的ケア者

職員体制

小児科医(兼務)1名、医療ソーシャルワーカー(兼務)1名、
社会福祉士(専任)1名←現在募集中

相談受付

平日 9時～17時(年末年始・祝日除く)

相談方法

メール、電話、面談(必要な場合は自宅訪問)

リーフレット



医療的ケア児の基本報酬の創設（障害児通所支援）

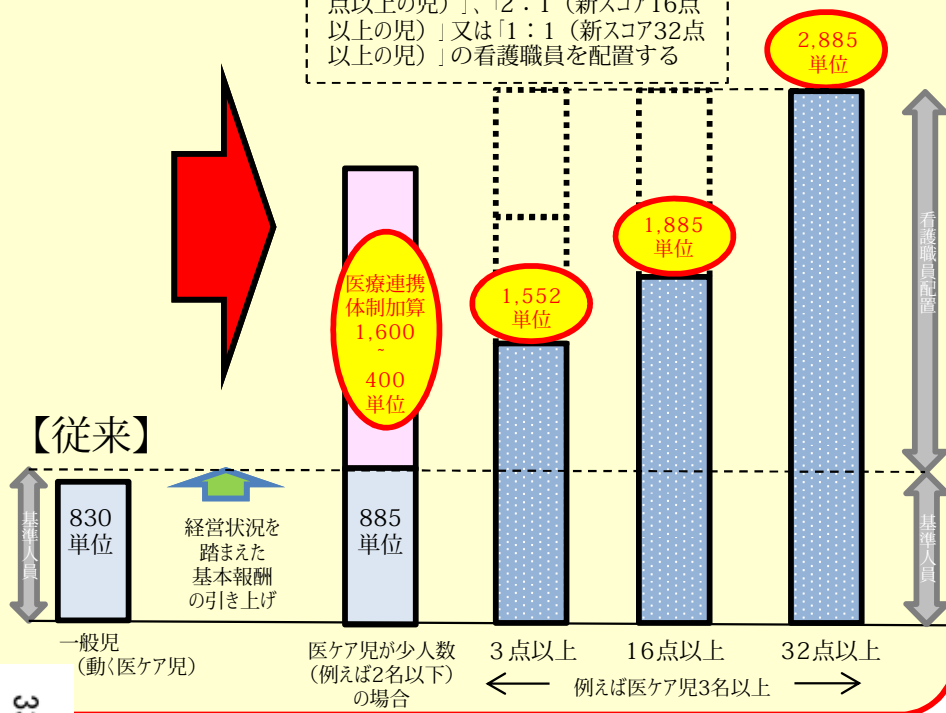
■ 基本的な考え方

- 従来は、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）の基本報酬において、医療的ケア児を直接評価しておらず、一般児と同じ報酬単価であったため、受入れの裾野が十分に広がってこなかった。
- 今回改定においては、いわゆる「動ける医ケア児」にも対応した新たな判定スコア（右下欄★）を用い、医療的ケア児を直接評価する基本報酬を新設。
- 基本報酬においては、医療濃度に応じ、「3：1（新スコア3点以上の児）」、「2：1（新スコア16点以上の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員配置を想定し、当該配置を行った場合は必要な額を手当て。
- また、1事業所当たりごく少数数の医ケア児の場合（基本報酬では採算が取りづらい）であっても幅広い事業所で受入れが進むよう「医療連携体制加算」の単価を大幅に拡充。（※従来の看護職員加配加算を改組）
- ※ さらに、従来、NICU等から退院直後の乳児期は、自治体において障害児としての判定が難しいために障害福祉サービスの支給決定が得られにくいという課題があることから、新たな判定スコアを用いた医師の判断を活用することにより、新生児から円滑に障害福祉サービスの支給決定が得られるよう運用改善を行う。

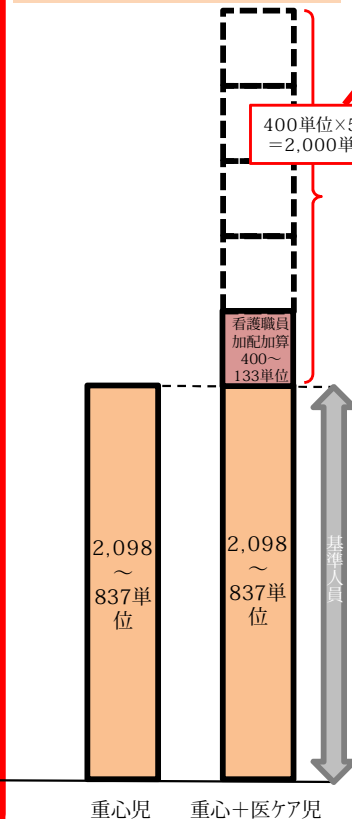
一般事業所
 <例：児童発達支援事業所（10人定員）の場合の単価例>

【改定後】

月単位（平均）で「3：1（新スコア3点以上の児）」、「2：1（新スコア16点以上の児）」又は「1：1（新スコア32点以上の児）」の看護職員を配置する



重心事業所（5人定員）



重心事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所）については、従来どおり基本報酬（5人定員の場合、現行2,098単位）に、看護職員加配加算を加える構造を維持するが、実情に合わせ、看護職員加配加算の要件を緩和（従来：「8点以上の医ケア児が5人以上」⇒改定後：「その事業所の医ケア児の合計点数40点以上」）。

★医療的ケアの新判定スコア

■ 点数変更（要件変更を含む） ■ 追加項目

項目	基本スコア	見守りスコア		
		高	中	低
人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理	10	2	1	0
2 気管切開の管理	8	2	0	0
3 鼻咽頭エアウェイの管理	5	1	0	0
4 酸素療法	8	1	0	0
5 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）	8	1	0	0
6 ネブライザーの管理	3	0	0	0
7 経管栄養	8	2	0	0
8 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）	3	1	0	0
9 皮下注射	8	2	0	0
10 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）	5	1	0	0
11 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）	3	1	0	0
12 導尿	8	2	0	0
13 排便管理	5	1	0	0
14 療養時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は逃走神経刺激装置の作動等の処置	5	1	0	0
	3	0	0	0
	3	2	0	0

医療的ケアのスコアを見直すとともに、新たに「見守りスコア」を設定

医療的ケア及び医療的ケアスコアについて

医療的ケア(診療の補助行為)	基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準(目安)		
	日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合(0点)
1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点)	直ちにではないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0点+気管切開8点)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(2点)		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点)		それ以外の場合
4 酸素療法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合(1点)		それ以外の場合
5 吸引(口鼻腔・気管内吸引)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点)		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	/					
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻		8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用		3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
9 皮下注射 注)いずれか一つを選択	(1) 皮下注射(インスリン、麻薬など)		5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点)		それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用		3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点)		それ以外の場合
12 導尿 注)いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿		5点	/					
	(2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)		3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
13 排便管理 注)いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ		5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合(1点)		それ以外の場合
	(2) 摘便、洗腸		5点	/					
	(3) 浣腸		3点	/					
14 痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合(2点)		それ以外の場合

14項目の基本スコアと見守りスコアの合計が医療的ケアスコアとなる。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

■実施時期：平成17年度～

■主管部局：厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

■交付の目的：

社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を助成することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。

■交付の対象法人等：

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等

■交付の対象施設：

<障害者総合支援法上のサービス>

障害福祉サービス事業所（療養介護、生活介護、自立訓練[生活訓練又は機能訓練]、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）、障害者支援施設、共同生活援助事業所（グループホーム）、居宅介護事業所、相談支援事業所等

→ 障害者支援施設…障害者に対し、夜間から早朝にかけて「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は「生活介護」などの「日中活動系サービス（生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）」を行う社会福祉施設

※ 障害児関係の施設等（障害児入所・通所支援事業所[児童発達支援、放課後等デイサービス等]）については、令和5年度から子ども家庭庁の所管となることから、同庁が所管する次世代育成支援対策施設整備交付金により補助される予定

■負担割合：国 1/2、 県 1/4、 法人 1/4

県は、国1/2と県1/4を合わせた3/4を補助金として法人へ交付する

■補助金額：対象経費×3/4（※事業内容により上限等の制限有）

■事業内容：

(1) 創設 … 新たに施設を整備する。

※補助金額に上限有（施設の規模に応じた国庫基準単価まで）

(2) 大規模修繕 … 老朽化した既存施設の改修や入所者のニーズに合わせた施設の改修を図る。

※総事業費に制限有（入所施設：1,000万円以上、グループホーム：30～1,000万円、それ以外は500万円以上）

(3) その他 … 増築、改築、避難スペース整備等

虐待防止体制に関する義務化

令和4年度から

- ① 従業員への**研修実施**(年1回以上、新規採用時)
 - ★全職員(正規・非正規、送迎、夜勤、問わず)に実施すること
 - ★研修内容・出席者(欠席者)の記録、欠席者への研修実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する**委員会**(虐待防止委員会)の**設置・開催**(年1回以上)
委員会での検討結果を従業員に周知徹底
 - ★委員会の記録
 - ★検討結果の従業員への周知徹底(共有)が抜けがちな
- ③ 虐待防止のための**責任者**の設置

※これらがなされていないと、運営基準違反となる。

虐待防止委員会の役割

第1 虐待防止のための計画づくり

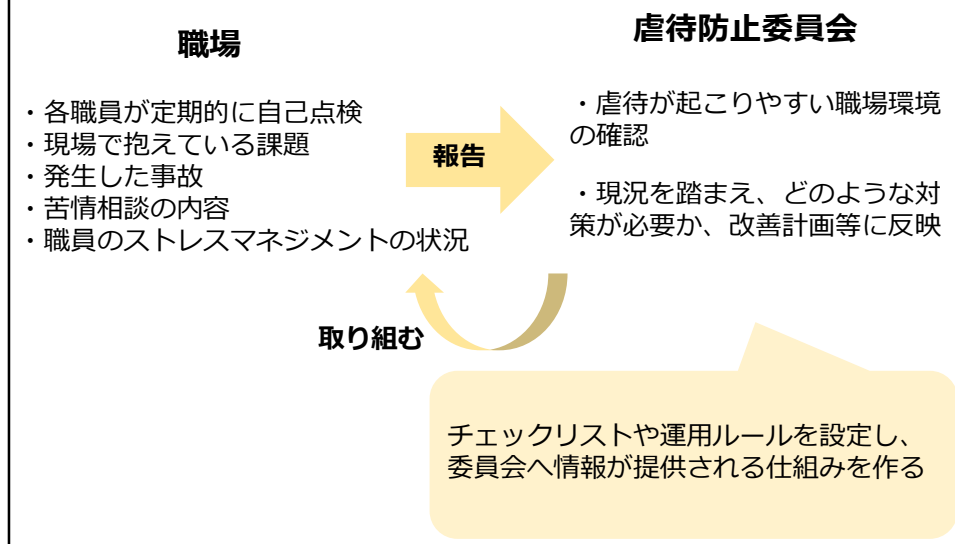
- ・ 従業員への研修実施 (R4～義務化)
- ・ 虐待防止の研修
- ・ 虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・ マニュアルやチェックリストの作成と実施
- ・ 掲示物等ツールの作成と掲示等の実施計画づくり



年間計画を作り組織的に運営し、進捗管理を行う

虐待防止委員会の役割

第2 虐待防止のチェックとモニタリング



虐待防止委員会の役割

第3 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行に移す。

委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること

委員会での検討結果を 従事者に周知徹底(運営基準の解釈通知より)

[目的]

- ・虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるため
- ・決して従業者の懲罰を目的としたものではない

身体拘束等適正化に関する義務化

②～④は令和4年度から義務化

- ① 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催(年1回以上)
委員会の結果について、従業者に周知徹底を図る
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施
★虐待防止研修と合同実施でもよい (年1回以上、新規採用時)

※これらがなされていないと、運営基準違反となる。

※身体拘束廃止未実施減算 5単位/日 (平成30年度から)
①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。
ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。
訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

身体拘束等の禁止(運営基準)

- 利用者や他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束や利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 身体的拘束、**利用者の行動を制限する行為**(並列) = 「身体拘束等」

身体拘束の解釈

① 身体拘束に該当するかどうか

→ 目的で判断する

(手引きより)

- 身体拘束とは…本人の身体の機能や行動を制限する目的で行われる行為。
- 活動性を高める目的で使用するベルトなどは、身体拘束ではない。
★漫然と長時間放置する行為は身体拘束に該当する場合がある

② 身体拘束が身体的虐待に該当するかどうか

→ 正当な理由があるかどうかで判断する

(障害者虐待防止法より)

- 正当な理由なく障害者の身体を拘束すること = 身体的虐待

やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件(条件)

- **切迫性、非代替性、一時性の3要件すべてを満たすこと**

→原則は違法であるという認識が重要

切迫性	非代替性	一時性
<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
<p>身体拘束を行うことで本人の日常生活に与える悪影響を勘案、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いか否かを確認。</p>	<p>身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討、他に代替手法がないことを複数のスタッフで確認。拘束方法は、利用者本人の状態像などに応じて最も制限の少ない方法を選択。</p>	<p>身体拘束その他の行動制限が、本人の状態像などに応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定。</p>

どうしようもない場合でも、なぜ防げなかったか振り返る。

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き（判断）

① **組織による決定**（決定を行う組織体制、緊急の判断の条件を明記）

個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する。管理者、サービス管理責任者、虐待防止責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していること。

会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取り組み方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行う。利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要。

② **個別支援計画への記載**（個別支援会議で慎重に議論し詳細に記載）

個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載。

③ **本人・家族への十分な説明**（承諾書）

手続きの中で、利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る。

④ **必要な事項の記録**（客観的な拘束状態の記録を残す）

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録。この記録がない場合、運営基準違反に問われる場合があります。

※**身体拘束廃止未実施減算の創設（H30.4月～）**

支援を振り返る体制づくり ～これまでの指導から～

虐待の疑いや虐待につながるおそれがある事案等が発生した場合について、事業所内で速やかに情報共有し、対応を検討する体制を構築すること。

- 不適切と思われる行為を職員同士が認識していながら改善できなかったことが考えられるため、日々の支援の中で虐待につながりかねない行為を事業所内で共有し対応を検討する仕組みを構築するように促す。

今回の事案の発生した背景と要因に加え、他にも虐待につながる潜在的リスク等の有無を、虐待防止委員会において検証し再発防止に努めること。

- 普段から不適切な場面が発生しやすい環境にあったと考えられるため、組織としてリスクを検証し、虐待の発生を防止することを求める。

支援を振り返る体制づくり ～これまでの指導から～

管理者は従業者及び業務を一元的に管理し、必要に応じて従業者に対する指揮命令、助言等を行うこと。

サービス管理責任者は他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。

- 管理者が現場の実態を把握していなかった。
- 従業者等の状況を把握し、必要に応じて助言等を行うように促すもの。